

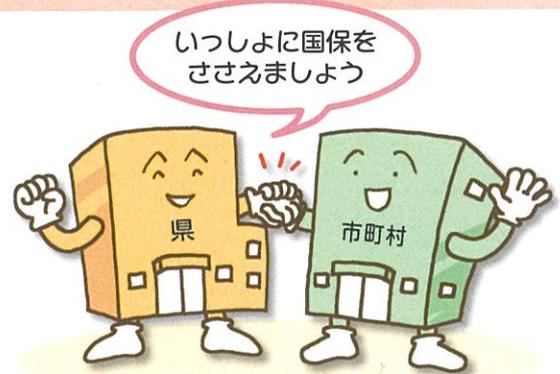
国保にご加入のみなさまへ

平成30年  
4月から

# 国保制度が変わります!

## 県と市町村で 国保を運営します

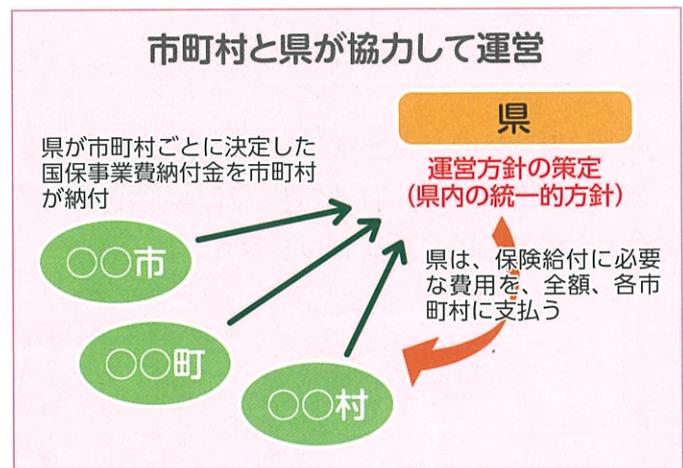
現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。



### ● 平成30年3月まで



### ● 平成30年4月から



## どうして県と市町村でいっしょに運営する必要があるの?

市町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない方々が加入する医療保険です。

このことによって、わが国では、すべての人が医療保険に加入する国民皆保険制度が実現されています。

しかし、市町村国保は、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった、構造的な問題を抱えています。

そこで、市町村国保の財政を県単位化することで、安定的な財政運営を目指します。また、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。

安定化



これからもみなさまが安心できる国保を、  
県と市町村で支えていきます。

## 県と市町村の役割はどうなるの？

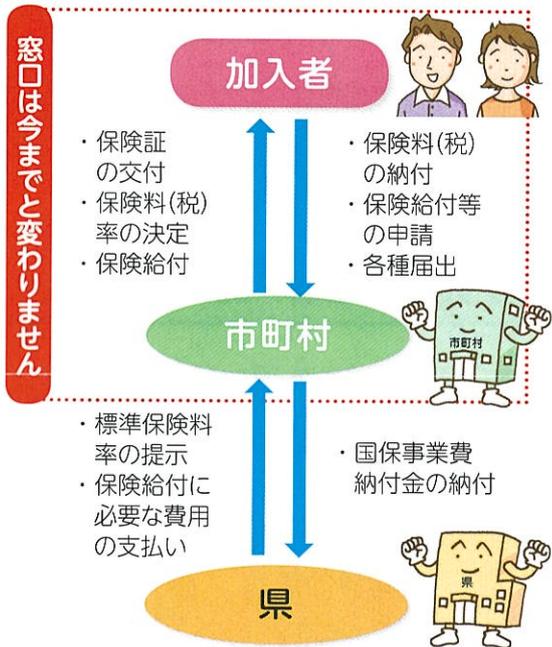
県は、各市町村が保険料(税)を決めるために参考とする標準保険料率の提示や、県内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

### 平成30年4月からの県と市町村の主な役割

県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割(財政運営の責任主体)	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>○各市町村の標準保険料率を提示</li> <li>○給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い</li> <li>○国保の統一的な運営方針を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加入者の資格管理(各種届出の受付・保険証の発行等)</li> <li>○保険料(税)の賦課・徴収</li> <li>○給付の決定、支払い</li> <li>○左記の国保事業費納付金を県に納付</li> <li>○保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施</li> </ul>

## わたしたち加入者にはどんな影響があるの？

市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。  
また、保険料(税)の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村で変わりません。



### 平成30年4月から変わること

#### 被保険者証等の様式が変わります

県も国保の保険者となるため、被保険者証(保険証)や限度額適用認定証等の様式が変わります。  
交付済みの被保険者証(保険証)は、平成30年4月1日以降の最初の被保険者証(保険証)更新の際に変更となる予定です。

#### 資格の取得・喪失は都道府県単位になります

県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得・喪失は生じません。  
ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。  
(どちらの場合も市町村へ転入・転出の届出をお願いします)

#### 高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

県内の他市町村への転出等であれば、高額療養費の多数回該当<sup>※</sup>は通算されるようになります。  
<sup>※</sup>多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

お問い合わせは、お住まいの市町村の国保担当窓口へ

### 医療費を上げないためには…

被保険者の皆様のご協力をお願いします

今回の制度改正に伴い、国保の財政基盤が安定するとともに、国からの公費（国保への財政的支援）が追加されます。

しかしながら、高齢化や医療の高度化に伴い、今後も1人当たりの医療費は上がることが見込まれます。できるだけ医療費が上がらないようにするためには、健康づくりと医療費の適正化への取り組みが欠かせません。

## 1. 特定健診を受けましょう

特定健診を受けて自身の健康に気を付けましょう。市では国保被保険者の健康づくりを推進しています。詳しくは4～5ページをご覧ください。

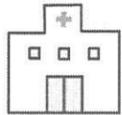
## 2. ジェネリック医薬品を活用しましょう

使用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額が分かる通知書を送付しています。



## 3. 必要のない受診を減らしましょう

同じ医療機関を何度も受診する「頻回受診」や、同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」がある国保被保険者で、必要以上に受診されていると思われる場合に、訪問などを実施しています。



## 4. 相手がある事故は、市役所に届けましょう

交通事故などの第三者（加害者）行為によるけがの治療に保険証を使う場合は届出が義務付けられています。必ず市役所（市民国保課）にご連絡ください。また、第三者（加害者）の行為による受診の可能性のある場合は、確認のため手紙を送付しています。



【第三者（加害者）行為による傷病例】

交通事故、暴力行為、他人の飼い犬にかまれたなど

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が 変わります

現在の国民健康保険制度は、市町村ごとに運営されていますが、4月からは、県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。

【問い合わせ】  
市民国保課 ☎942・1193

## 平成30年4月から 変わる こと

被保険者証などの  
様式が変わります

県も国保の保険者となるため、被保険者証（保険証）や限度額適用認定証などの様式が順次変わります。

国民健康保険証は1人1枚のカード式になっています。郵送された保険証は住所や宛名のついていない台紙から外してご使用ください。

資格の取得・喪失は  
都道府県単位になります

現在交付している国民健康保険証の有効期限は、3月31日（土）です。4月以降に使用できる保険証（※様式は現在と同じもの）は、3月下旬に「簡易書留」郵便で送付します。  
制度改正に伴い、県内の国民健康保険証更新時期が統一されます。3月下旬に送付する国民健康保険証の有効期限は平成31年7月31日（水）になり

県内の他市町村へ住所が変わった場合は、国保の資格の取得・喪失は生じません。ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。  
※どちらの場合も市町村へ転入・転出の届出をお願いします。

高額療養費の多数回該当が  
県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

県内の他市町村への転出であれば、高額療養費の多数回該当※は通算されるようになります。  
※多数回該当とは、過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。



県と市町村で  
いっしょに運営する  
必要があるの？



## 県と市町村の主な役割

平成30年4月からの  
県の主な役割  
国保運営の中心的な役割  
（財政運営の責任主体）  
市町村ごとの国保事業費納付金を決定  
各市町村の標準保険料率を提示  
給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い  
国保の統一的な運営方針を決定

市町村の主な役割  
加入者に身近な細かい事業を引き続き実施  
加入者の資格管理  
（各種届出の受付・保険証の発行など）  
保険料（税）の賦課・徴収  
給付の決定、支払い  
国保事業費納付金を県に納付  
保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

市町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない人が加入する医療保険です。このことと、私たちの国では、全ての人が医療保険に加入する国民皆保険制度が実現されています。  
しかし、市町村国保は、勤務先の医療保険などと比べると、加入者の所得水準が低く、高齢者の割合が高いといった構造的な問題を抱えています。  
そこで、市町村国保の財政を県単位化することで、安定的な財政運営をめざします。また、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。